

NPO法人 福知山BGM福祉サービス
虐待防止及び身体拘束の適正化委員会設置規定

(目的)

第1条 NPO法人福知山BGM福祉サービス虐待防止及び身体拘束の適正化委員会(以下、「委員会」という。)は、障害者虐待防止法の趣旨に則り、うんぱっぱの利用者の生活と自立を妨げることのないよう、虐待の防止及び身体拘束の適正化を図ることを目的として設置する。

(委員会の責務)

第2条 委員会は、次の事項を掌握する。

- (1) 虐待防止のための計画づくり
- (2) 虐待防止のチェックとモニタリング
- (3) 虐待(不適切な対応事例)発生後の検証と再発防止策の検討
- (4) その他、利用者の人権、虐待にかかわる事項

(委員会の構成)

第3条 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は理事長とする。
- 3 副委員長は、委員の中から互選する。
- 4 委員には、虐待防止担当者及び、必要とされる者の中で委員長が指名した者を加える。
- 5 委員には、利用者の代表を加えることが出来る。

(委員会の開催)

第4条 委員会は年1回以上開催する。

- 2 委員長は委員会において必要があるときは、前条に定める委員のほかに、参考人として指名した者の出席を求めることが出来る。
- 3 委員会は書記を指名し、議事録を整備する。

(委員会の業務)

第5条 委員会は次の業務を行う。

- (1)虐待防止のための指針を策定し周知する。
- (2)虐待防止研修を年1回及び新規職員採用時に開催する。
- (3)虐待が起こりやすい職場環境及び労働条件を確認し、必要に応じて改善指示を出す。
- (4)マニュアル等の運用を検証し、必要に応じて改善指示を出す。
- (5)虐待及びその疑いがある事案を検証し、再発防止対策を講じる。
- (6)身体拘束等の適正化について検討を行う。
- (7)その他、委員長が必要と判断した業務を行う。

附則 この規程は令和4年10月1日から施行する。